

制限小切符 手拭、タオル

制限小切符 足袋、靴下

制限小切符 足袋、靴下

制限小切符 縫糸、五匁

制限小切符 縫糸、五匁

制限小切符 縫糸、二匁

注意 (良く読んで下さい)

- 一、今年度は衣料切符の点数も少くなりましたので皆さんは今一層衣料品の消費節約と手持品の補修活用に心掛けられたい。其の衣料品に付て定められた点数だけの小切符を切り取つてもらひ、之と引換へなればなりません。
- 二、タオル、手拭、靴下、足袋、縫糸などを買ふ時には小切符の外に制限小切符が要ります。制限小切符の要る衣料品は、制限小切符に書いてある数量までしか買へません。
- 三、学校を通じて配給される園、学校児童服、中等学校及大學専門学校の学生服又は隣組などを通じて配給される若干の衣料品は小切符の外に購入票が必要となります。
- 四、工場、鑛山、農山漁村商會として特別に配給される労働作業衣類及理髮店、病院、旅館等の業務用衣料品にして別に業務用衣料品購入票を交付されるものは衣料切符は要りません。
- 五、小切符及制限小切符は、分で衣料切符から切り離すと無効になります。
- 六、品名の書いてない制限小切符は當局の指示があるまでは使へません。
- 七、衣料切符は衣料品を販賣する商店であれば内地の何れの商店でも通用します。
- 八、衣料切符は他人に譲渡したり他人より譲受けてはいけません。
- 九、衣料責任者及紛由責任者印のない衣料切符は無効です。
- 十、衣料切符は給出後、再交付しなから大切に保管して下さい。
- 十一、次の人々は特に衣料切符の交付を受けられますから市町村役場に申し出て下さい。
  - (イ) 婚約の整つた婦人
  - (ロ) 妊娠五ヶ月以後の婦人
  - (ハ) 火災、盗難其の他の災禍に依り衣料品を損ひ或は失くした人
  - (ニ) 其の他特別の事情ある人
- 十三、其の他疑問の點は最寄の市町村役場でお訊ね下さい。

制限小切符 縫糸、二匁

制限小切符 縫糸、二匁

制限小切符 縫糸、二匁

制限小切符 縫糸、二匁

制限小切符 縫糸、二匁

制限小切符 縫糸、二匁

2 昭和19年4月1日 以降有効

2 昭和19年4月1日 以降有効

2 昭和19年4月1日 以降有効

2 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

2 昭和19年4月1日 以降有効

2 昭和19年4月1日 以降有効

2 昭和19年4月1日 以降有効

2 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

2 昭和19年4月1日 以降有効

2 昭和19年4月1日 以降有効

2 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効

1 昭和19年4月1日 以降有効